

【自由金利型定期預金規定】

1. (預金の支払時期)

この預金は、預金証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預金証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 預金口座へ振替る場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ③ 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の6年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の8年後の応当日を満期日としたこの預金、預入日の9年後の応当日を満期日としたこの預金および預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割してあらかじめ指定された預金口座に入金する場合には前第1号から第2号にかかわらず次によります。
 - A 利息の支払いが1か月ごとの場合
預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - B 利息の支払いが2か月ごとの場合
預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - C 利息の支払いが3か月ごとの場合
預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - D 利息の支払いが6か月ごとの場合
預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次

の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

$$\text{C 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を預金証書または通帳記載の満期日までに新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

$$\text{B 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ（利息は同一名義の預金口座に入金。）書替継続するときは記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しは行いません。

4. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上